

## 平成21年度第37次宇都宮市住居表示等審議会（第3回）会議録

### 1 議題

- (1) 鶴田町の一部の区域をもって、新たに町の区域を設定し、住居表示を実施することについて
  - ①町の区域について
  - ②町の名称について
- (2) 当該区域を所管する事務所を定めることについて
- (3) 答申（案）について
- (4) その他

### 2 開催日時

平成21年11月5日（木曜日） 開会 午前10時 閉会 午前10時30分

### 3 開催場所

宇都宮市役所 14階 14A会議室

- 4 出席委員 熊谷浩一委員，岡田好行委員，小林幸雄委員，篠崎茂雄委員，添田包子委員，鷹嘴芳男委員，八城光男委員，宇賀神光夫委員，岡安規男委員，木村昇二委員，菊池武美委員，島田弘二委員，安納實委員，阿久津勝彦委員

- 5 欠席委員 中島光一朗委員

- 6 幹事 塚田浩西部区画整理事業課長

- 7 事務局 市民生活部及び市民課職員

- 8 公開・非公開の別 公開

- 9 傍聴者 なし

### 10 会議の状況

会長 ただいまから第37次宇都宮市住居表示等審議会第3回会議を開催いたします。

本会議は公開が原則となっております。

はじめに、本日の会議の定足数などについて、事務局から報告願います。

事務局 本日の出席委員数は、14人でございます。

委員定数の半数以上の委員の皆様が出席されており、宇都宮市住居表示等審議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

なお、中島委員は、本日所要のため欠席させていただきたいとのご連絡をいただいております。

以上で報告を終わります。では、会長よろしく願いいたします。

会長 本日の会議は、要件を満たしているということでございます。

まず、本日の会議録署名委員の選任を行います。会議録署名委員には、木村委員と島田委員にお願いいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

全委員  
会長

異議なしの声あり。

ご異議ございませんので、木村委員、島田委員よろしく願いいたします。

さて、前回の第2回審議会で、諮問事項につきまして審議を行いました結果、まず、新たな町の区域（案）につきましては、諮問区域内の西側を縦断する宇都宮環状線と東側を縦断する鶴田・宝木線を境界として3つに区分すること、新たな町の名称（案）につきましては、地区内外に定着しており、市民の皆様にもわかりやすい「鶴田」とし、諮問区域の東側の区域を「鶴田1丁目」、中央の区域を「鶴田2丁目」、西側の区域を「鶴田3丁目」とする原案が決定されました。

次に、当該区域を所管する事務所を定めることにつきましては、従来どおり、「姿川地区市民センター」を所管とする原案が決定されました。

本日は、前回の審議でご承認いただきました区域内住民の皆様のご意見を収集するために当審議会が実施いたしましたアンケート調査と区域内説明会の結果を踏まえまして、新たな町の区域・町の名称及び当該区域を所管する事務所について、再度ご審議いただきました後、これらの審議結果に基づき、市長への答申（案）を決定してまいりたいと考えております。

皆様から忌憚のないご意見をいただきまして、議事を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず、「町の区域について」及び「町の名称について」を議題といたします。

はじめに、前回の審議会で決定された案について、区域内にお住まいの皆様からご意見をお伺いするために実施いたしましたアンケート調査や区域内説明会の結果について、事務局から説明願います。

事務局

それでは、ご説明いたします。

お手元の資料のうち、A4判横で右肩に「資料」と記載のあるものをご覧ください。前方のスクリーンにも同じものが表示されております。

アンケートの内容につきましては、資料左側の調査票にありますとおり、前回の審議会でご協議いただきました町の区域（案）、町の名称（案）について賛成か反対か、また、住居表示についてのご意見をお聴きするものでございます。

9月下旬、諮問区域内の752戸に、事務局がアンケートを配付いたしました。回収率向上のため、締切日を当初予定の10月9日から20日に延長し、10月16日に「調査票提出のお願い」を全戸に配付しますとともに、自治会の皆様のご協力によりまして、回覧をさせていただきます。その結果、278件を回収し、回収率は約37.0%となっております。

アンケート調査票中、1.町の区域案につきましては、約87.1%、2.鶴田という町の名称案につきましては、約90.6%の方から賛成とのご回答をいただきました。

理由が記載されたなかで、主なものとしたしましては、町の区域案につきましては、分かりやすい、分け方が適切、区域が広いので分ける必要があるなど、町の名称案につきましては、鶴田の名称を残してほしい、親しみやすい、なじみ深いなどがございます。

一方、町の区域案につきまして、約12.9%、町の名称案につきまして、約9.4%の方から反対とのご回答をいただきました。

主な理由としたしまして、町の区域案につきましては、「鶴田2丁目」が大きい、宇都宮・水戸線で分けた方がよいなど、町の名称案につきましては、新しい町の名称にすべきである、「北鶴田」など別の名称がよいとするものがございます。

3の住居表示についてのご意見には、早期実施や住所変更手続きに関するものが寄せられました。

これらのアンケート結果を踏まえ、区域内住民の皆様からご意見をお伺いするため、10月22日木曜日午後7時から、宇都宮市子ども発達センターにおいて、区域内説明会を開催し、41名の参加をいただきました。

説明会では、住居表示実施の概要及び当審議会の案について説明し、その中でアンケート結果についても報告いたしました。

ご参加いただきました皆様から、住居表示実施に当たっての手續が不安である、住居表示実施のメリットが不明であるなどのご意見や、町の名称として「北鶴田」はどうかとのご意見をいただきました。

住居表示実施のメリットなどにつきましては、住居表示実施の必要性、実施後の手續方法を、「北鶴田」という町の名称案につきましては、当区域の位置が鶴田町の北端ではないことを、事務局から十分に説明しご理解をいただきました。

このほかには、当審議会の案に対するご意見は特にありませんでした。

以上のとおり、アンケート調査及び区域内説明会の結果から、区域内住民の多くの皆様より、当審議会の案についてご賛同いただいたものと理解しております。

以上で説明を終わります。会長よろしくお願いたします。

会長 事務局の説明が終わりました。

委員の皆様からご意見をいただきたいと思ひます。

会長 ご意見等ございませんでしょうか。

皆様からのご意見が特にないようですので、当審議会としての意見をまとめたと思ひますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なしの声あり。

- 会長 それでは意見をまとめさせていただきたいと思います。  
ただいま事務局から説明のあったとおり、区域内の住民の皆様にも多数ご賛成をいただいているということでございますので、新たな町の区域・町の名称について、宇都宮環状線と鶴田・宝木線のそれぞれ東側の側線で区切り、鶴田・宝木線の東側の区域を「鶴田1丁目」、鶴田・宝木線と宇都宮環状線の間を「鶴田2丁目」、宇都宮環状線の西側の区域を「鶴田3丁目」とすることでご異議ございませんか。
- 全委員 異議なしの声あり。
- 会長 ご異議ございませんので、町の区域、町の名称については、宇都宮環状線と鶴田・宝木線のそれぞれ東側の側線で区切り、鶴田・宝木線の東側の区域を「鶴田1丁目」、鶴田・宝木線と宇都宮環状線の間を「鶴田2丁目」、宇都宮環状線の西側の区域を「鶴田3丁目」とすることに決定いたします。
- 会長 次に「当該区域を所管する事務所を定めることについて」を議題といたします。
- 事務局 それでは事務局から説明をお願いします。  
それでは、当該区域を所管する事務所を定めることについてご説明いたします。  
前回の審議会で、提案されました当該区域を含む鶴田町は、現在、姿川地区市民センターの所管でありますので、従来の所管区域にならない、「姿川地区市民センター」とすることについて、区域内住民の皆様から、特にご意見は出ませんでした。  
以上で説明を終わります。会長よろしくお願いたします。
- 会長 当該区域を所管する事務所を定めることについて、事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願いたします。
- 会長 よろしいでしょうか。ご意見等ございませんか。皆様からのご意見が特にないようですので、当審議会としての意見をまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員 異議なしの声あり。
- 会長 ご異議ございませんので、当該区域を所管する事務所につきましては、鶴田1丁目、鶴田2丁目、鶴田3丁目ともすべて「姿川地区市民センター」とすることでご異議ございませんか。
- 全委員 異議なしの声あり。
- 会長 ご異議ございませんので、当該区域を所管する事務所につきましては、鶴田1丁目、鶴田2丁目、鶴田3丁目ともすべて「姿川地区市民センター」とすることに決定いたします。
- 会長 市長から諮問のありました事項につきまして、審議は終了いたしました。  
続きまして、「答申書」の原案についてご審議いただきたいと思います。

ます。

本日ご承認いただきました「町の区域」、「町の名称」、「当該区域を所管する事務所」につきまして、市長に答申書を提出することになります。

事務局に答申(案)を作成させますので、その間、暫時休憩といたします。再開予定は5分後といたします。よろしく願いいたします。

**【暫時休憩、休憩後再開】**

会長

休憩前に引き続き再開いたします。

皆様のお手元に答申書(案)を配付いたしました。事務局は、答申案を読み上げてください。

事務局

「答申」

住居表示の実施について

宇都宮市長 佐藤 栄 一 様

平成21年8月17日付け、宮市第1418号で諮問のありました「鶴田町の一部の区域をもって、新たに町の区域を設定し、住居表示を実施すること」、「当該区域を所管する事務所を定めること」について、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、当審議会は、次のとおり答申します。

- 1 町の区域については、別図1を別図2のとおり変更する。
- 2 町の名称については、別図2のとおりとする。
- 3 当該区域を所管する事務所は、姿川地区市民センターとする。
- 4 理由については、別紙のとおりとする。

平成21年11月11日

第37次宇都宮市住居表示等審議会

会 長 岡 田 好 行

続きまして、理由書を読ませていただきます。

「理由書」

- 1 町の区域について

地域の特性、面積、街区数等を考慮したうえで、主要道路を用いてわかりやすく3つに画した。

- 2 町の名称について

(1)「鶴田」の名称は、地区内外に定着しており、住む人に親しみやすく、市民の方にもわかりやすいことから、「鶴田」を使用することが望ましい。

(2)丁目の順番については、「住居表示基準点」である本町1番街区(旧市役所跡)に近い順に付ける。

- 3 当該区域を所管する事務所について

従来の所管区域に準拠し、姿川地区市民センターとすることが妥当である。

以上でございます。会長よろしく願いいたします。

会長 ただいまの答申案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら  
お願いいたします。

会長 いかがでしょうか。ただいまの案につきまして、ご意見、ご質問が  
なければ、答申書（案）のとおり、市長に答申をすることとしてよろ  
しいでしょうか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 なお、市長への答申につきましては、日を改めて行いたいと思いま  
すが、私と副会長にご一任いただきたく存じますが、いかがでしょ  
うか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 ご異議ございませんので、そのようにさせていただきます。後日、  
私と副会長より市長へ答申書をお渡しいたします。

会長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事は、すべて終了と  
なります。

会長 最後にその他でございますが、事務局から今後の予定について説明  
願います。

事務局 それでは、今後、住居表示の実施に向けての本市の進め方について  
ご説明いたします。

事務局 本日、答申案が決定されたことにより、第37次の審議会につつま  
しては、今回をもって終了となりました。

事務局 会長、副会長の皆様には、11月11日にただいまご承認をいた  
だきました答申書を、市長にお渡しいただきたく考えておりますので、  
よろしく願います。

事務局 市長に答申しました案につきまして、来年3月の市議会定例会に議  
案として提出し、市議会の承認を得て、4月までに告示を行います。

事務局 その後、住居表示実施に向けて準備作業を進めまして、平成22年  
秋頃に区画整理の換地処分と合わせまして、住居表示実施の運びとな  
る予定でございます。

事務局 なお、実施に際しましては、今後、広報紙やホームページで市民の  
皆様にお知らせしてまいります。

会長 以上で説明を終わります。会長よろしく願います。

会長 ただいま、事務局から説明がありましたように、平成22年秋頃に  
住居表示実施予定とのことでございます。

会長 これまで、皆様には住居表示の実施等につきまして、慎重なご審議  
をいただいております。

事務局 おかげさまで、「鶴田町の一部の区域をもって、新たに町の区域を設  
定し、住居表示を実施すること」、「当該区域を所管する事務所を定め  
ること」について、市長に答申する運びとなりました。

事務局 委員の皆様方のご理解とご協力に、心から感謝申し上げます。誠に  
ありがとうございました。

以上をもちまして、第37次宇都宮市住居表示等審議会を閉会いたします。

会議録署名委員 木村昇二

会議録署名委員 島田弘二